

保護者各位

久米島町立球美中学校
校長 中村 斉
《公印省略》

台風時の登下校について（保存用）

みだしのことについて、下記の町教育委員会の目安に準じて対応します。
ご家庭でも確認の上、ご理解とご協力をお願いします。

言 己

1. 始業前に暴風警報が発令されている場合

- (1) 暴風警報が発令されている場合は、児童生徒は自宅待機になります。
※町の防災無線で放送しますが、風雨で聞き取れない場合が多いので、テレビやラジオの台風情報に注意して下さい。
- (2) 午前7時30までに暴風警報の解除があった場合・・・午前8時30分までに登校（給食は実施します）
- (3) 午前7時30分から午前9時までに解除された場合・・・午前10時までに登校（給食がないので早めの下校となります。球美中：生徒は、2・3・4校時の授業を準備して下さい。）
- (4) 午前9時以降から正午までに解除された場合・・・午後1時30分までに登校（家庭で昼食を済ませ、その日の午後の授業を準備し登校させて下さい。）
- (5) 正午までに解除された場合でも、安全性を配慮し臨時休校がなされる場合があります。解除後の臨時休校については、町の防災無線で放送します。
- (6) 正午(12:00)以降に暴風警報が解除となった場合・・・休校とします。

暴風警報が解除されても、道路の冠水、河川の増水、架橋の決壊、崖崩れなどで登校が危険な場合があります。決して無理をせず、安全を十分確かめた上で登校させて下さい。危険な状況で登校が無理な場合、または、家屋の被害で登校ができない場合等は、学校へ連絡して下さい。

2. 始業後に暴風警報が発令された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童生徒を帰宅させます。

台風の位置、進行方向、速度、警報発令時の気象状況及び地域の道路、架橋の浸水状況等から判断して、「安全に下校することが困難と判断される場合」は、学校で児童生徒を保護します。なお、状況によっては、保護者への児童生徒の引き渡しを行います。

- (2) 始業後に暴風警報が発令されることが予測できるときも、状況に応じて臨時休校となる場合があります。

3. 〈お願い〉

★暴風警報発令中（休校中）は、外出したり、外で遊んだりしないよう、安全な過ごし方について話し合い、ご家庭で子ども達の安全確保に努めて下さい。
★このお知らせは、ご家庭で目に付く場所に貼って活用して下さい。